改正の背景

子育て安心プランにより、待機児童を解消するために必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度までの2年間で確保した上で、平成32年度末までに待機児童を解消するとともに、平成34年度末までの5年間で25~44歳の女性の就業率を80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備することとされた。

改正の内容

(1) 子育て安心プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について

<u>子育て安心プランを踏まえ、量の見込み(必要利用定員総数)を定める</u>とともに、それぞれ必要となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、<u>各年度における提供体制の確保の内容及びその実</u>施時期を定めること。

<u>企業主導型保育</u>について、<u>地域枠を市町村の利用者支援の対象とする場合</u>には、<u>保育の確保の内容に含めて</u> 差支えないこと。

<u>幼稚園において、預かり保育の充実(長時間化・通年化)により</u>、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定子どもの保育の確保の内容に含めることができること。

また、「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業(幼稚園型)による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり運営費支援事業による $0\sim2$ 歳児受入れを行う場合には、3号認定子どもの保育の確保の内容に含めることができること。

______ このため、都道府県と市町村が連携して、事業者との情報交換・意見交換を十分に行った上で、積極的な対応を検討すること。

必要利用定員総数が、<u>翌年度 > 今年度の場合には</u>、認可に係る需給調整において、<u>翌年度の必要利用定員総数に基づき行うこと</u>。

(2) 国家戦略特別区域法の改正を踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について

国家戦略特別区域における小規模保育事業を2号認定子どもの保育の確保の内容に含めること。